



平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 逸 郎
(コード番号 4553 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 本 部 長 西 川 義 明
(TEL 06-6900-9102)

会 社 名 株 式 会 社 吉 田 事 務 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 吉 田 淳 子

主要株主の異動及び株式会社吉田事務所による 当社株式（証券コード 4553）の取得に関するお知らせ

本日、当社は、当社の主要株主である株式会社吉田事務所が、有限会社吉田興産と吸収合併契約の締結を行った旨の報告を受けました。これにより、当社における主要株主の異動が生じる予定です。

本資料は、当社による有価証券上場規定に基づく開示であるとともに、株式会社吉田事務所（株式取得者）が当社（承継される上場株式の発行者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. 異動が生じる経緯

当社は、株式会社吉田事務所より、同社を合併存続会社、有限会社吉田興産を合併消滅会社とする両社の吸収合併契約を本日、平成 28 年 1 月 29 日付で締結したとの報告を受けました。

これにより、合併の効力発生日である平成 28 年 3 月 18 日付で、株式会社吉田事務所の当社に対する議決権の数の所有割合が 40%超となりますが、同社との取引はなく当社の事業活動を行う上での影響もないため、株式会社吉田事務所は、当社の「その他の関係会社」となります。

また、今回の合併消滅会社である有限会社吉田興産は同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

2. 株式会社吉田事務所の概要

- (1) 名称 株式会社吉田事務所
 (2) 本店所在地 大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号
 (3) 代表者 代表取締役 吉田淳子
 (4) 主な事業内容 投資業、不動産の売買及び賃貸管理業
 (5) 資本金 1,000万円

3. 株式会社吉田事務所の所有株式数（議決権の数）および総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前（平成28年1月29日現在）	4,700,000 株 (47,000 個)	28.67 %	第 1 位
異 動 後	6,700,000 株 (67,000 個)	40.86 %	第 1 位

4. 有限会社吉田興産の概要

- (1) 名称 有限会社吉田興産
 (2) 本店所在地 大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号
 (3) 代表者 代表取締役 吉田淳子
 (4) 主な事業内容 有価証券の保有及び運用、不動産の賃貸及び管理業
 (5) 資本金 1,300万円

5. 有限会社吉田興産の所有株式数（議決権の数）および総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前（平成28年1月29日現在）	2,000,000 株 (20,000 個)	12.20 %	第 2 位
異 動 後	— 株 (— 個)	— %	—

- * 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 776,400 株
 平成27年9月30日現在の発行済株式総数 17,172,000 株
 異動前及び異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日現在における、
 当社の総株主の議決権数をもとに当社が算定したものであります。

6. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以上

(別紙)

平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社吉田事務所
代表者名 代表取締役 吉田淳子

株式の買付決定に関するお知らせ

当社は下記のとおり、東和薬品株式会社の株式取得について、本日決定しましたのでお知らせいたします。なお、当社による東和薬品株式会社の株式取得は、金融商品取引法第 167 条第 1 項及び同法施行令第 31 条に規定する「公開買付に準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当する可能性があります。

記

1. 対象銘柄 東和薬品株式会社（コード番号 4553 東証第 1 部）
2. 買付数量 普通株式 2,000,000 株（総株主の議決権の数に対する割合 12.20%）
3. 買付日 平成 28 年 3 月 18 日（吸収合併の効力発生日）
4. 備 考 当社は、本日、有限会社吉田興産との間で、当社を合併存続会社、同社を合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。
かかる吸収合併により、当社は東和薬品株式会社の安定株主として長期保有することを目的としております。

以上